

第1章

計画の概要

1 「地域福祉」ってなに？

平成12年に、約半世紀ぶりに改正施行された社会福祉法では、「地域福祉」という言葉が使われていますが、「福祉」ならともかく「地域福祉」となると「よくわからない」という方が多いのではないのでしょうか。

「地域福祉」を一言で表現することは大変難しいのですが、これまでの、国や地方自治体が行ってきた「行政の措置による福祉」に対して、「地域の助け合いによる福祉」という意味合いが濃く含まれています。

こうした地域福祉の考え方は、昭和26年に制定された社会福祉事業法を基盤とした行政の措置による福祉サービスだけでは、現在、あるいは将来的な福祉ニーズに十分に対応していくことが難しいという状況が背景となっています。

このため、国は、戦後50年間にわたって継続されてきた社会福祉のあり方を大きく転換させることを目的に、^{※①}社会福祉基礎構造改革に取り組み、平成12年に従来の「社会福祉事業法」を改め、様々な福祉サービス主体が提供する多様な福祉サービスを利用者が選択するという「契約による福祉」の考え方を盛り込んだ「社会福祉法」を施行しました。

この法改正によって、これまで主に行政と社会福祉法人が行ってきた福祉サービスの提供に、NPO・ボランティア団体や企業等が参入し、介護保険の導入に併せて民間による多様な福祉サービスの提供が始まっています。

さらに、隣近所の助け合いやNPO活動・ボランティア活動といった市民組織による福祉サービスを活性化することによって、お年寄りや障害を持つ方々が、それぞれのニーズに合った福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で暮らし続けていける環境を創り出していくために、「地域福祉」の推進が打ち出されました。

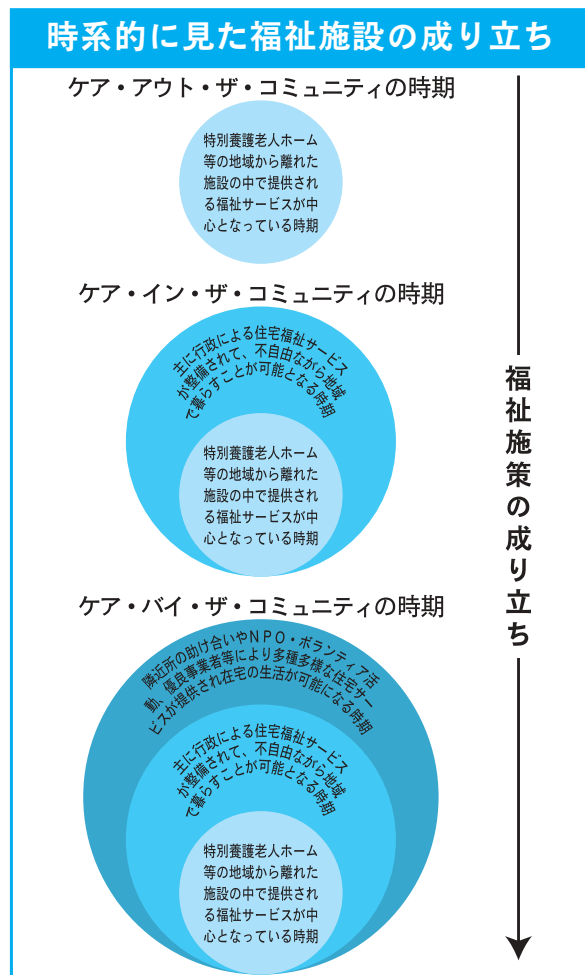
社会福祉基礎構造改革の考え方

- ①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ②個人の多様な需要への地域における総合的支援
- ③幅広い需要に応える多様な供給主体の参入促進
- ④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

こうした状況を踏まえながら、福祉施策の成り立ちを順に見てみると、福祉サービスが地域から隔離された方法、例えば、特別養護老人ホームへの入所等で提供される時期（ケア・アウト・オブ・ザ・コミュニティ）から、主に行政による在宅サービスが開始され、不十分ながらも住み慣れた地域での生活が可能となる時期（ケア・イン・ザ・コミュニティ）を経て、行政による制度的な福祉サービスに加え、市民による非制度的な福祉サービスが有機的に結合して自立生活を支える時期（^{※②}ケア・バイ・ザ・コミュニティ）へと進んでいくように分類できますが、社会福祉法に規定されている「地域福祉」は、このケア・バイ・ザ・コミュニティが想定されています。

もちろん、住み慣れた地域の中で、最期まで暮らしていける社会を誰もが望んでいますが、一人ひとり異なる事情にマッチしたきめ細かな支援を実現しながら、同時に、生きがいや満足感、安心感等を生み出していくためには、福祉サービスの整備だけでは不十分であり、隣近所の助け合いの仕組みと、地域活動に参加していきこうとする市民一人ひとりの積極的な姿勢が不可欠です。

したがって、社会福祉法第107条に規定されている「地域福祉計画」とは、地域住民と行政が協働しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めるため、地域に暮らす一人ひとりが、積極的に地域づくりに関わっていくための指針となる計画といえることができます。



※①社会福祉基礎構造改革：昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」等の社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。

※②ケア・バイ・ザ・コミュニティ：1973年にイギリスのM. ベイリーが提起した地域コミュニティの1形態で、地域の力によって様々な支援が行われる環境にあるコミュニティを表す。

2 なぜ、いま、地域福祉なのか

それでは、なぜ、いま地域福祉の重要性がクローズアップされ、国による法改正や市町村による地域福祉計画の策定が求められているのでしょうか。

かつての日本では、地域の中で助け合いが当然のように行われていましたが、高度経済成長期に入ると、東京や大阪といった大都市を中心にした地域に多くの人々が暮らすようになり、人口の急増に伴ってコミュニティの崩壊が進むとともに、行政による措置を中心とする福祉が行われてきたことによって「福祉は行政が行うもの」というイメージを多くの方が持つようになってしまいました。

しかしながら、少子・高齢化や核家族化の進展といった社会全体の変化によって、個人の努力や行政の措置による福祉サービスだけでは、地域の福祉ニーズに十分な対応ができない状況が生じてきています。

例えば、老親の介護が必要となった場合を考えてみても、かつては5人程度の子どもたちが分担して介護することができましたが、現在のように1人から2人の子どもでは十分な介護を行うことは困難であり、必然的に行政に依存するケースが増えてしまうことになります。

この他にも、子育ての不安感や負担感を軽減するための子育て支援施策や将来の日本を支える次世代育成に関する施策の拡充、あるいは、不況の長期化に伴う失業者の急増等もあって、行政の福祉サービスに対する需要は年々増加しています。

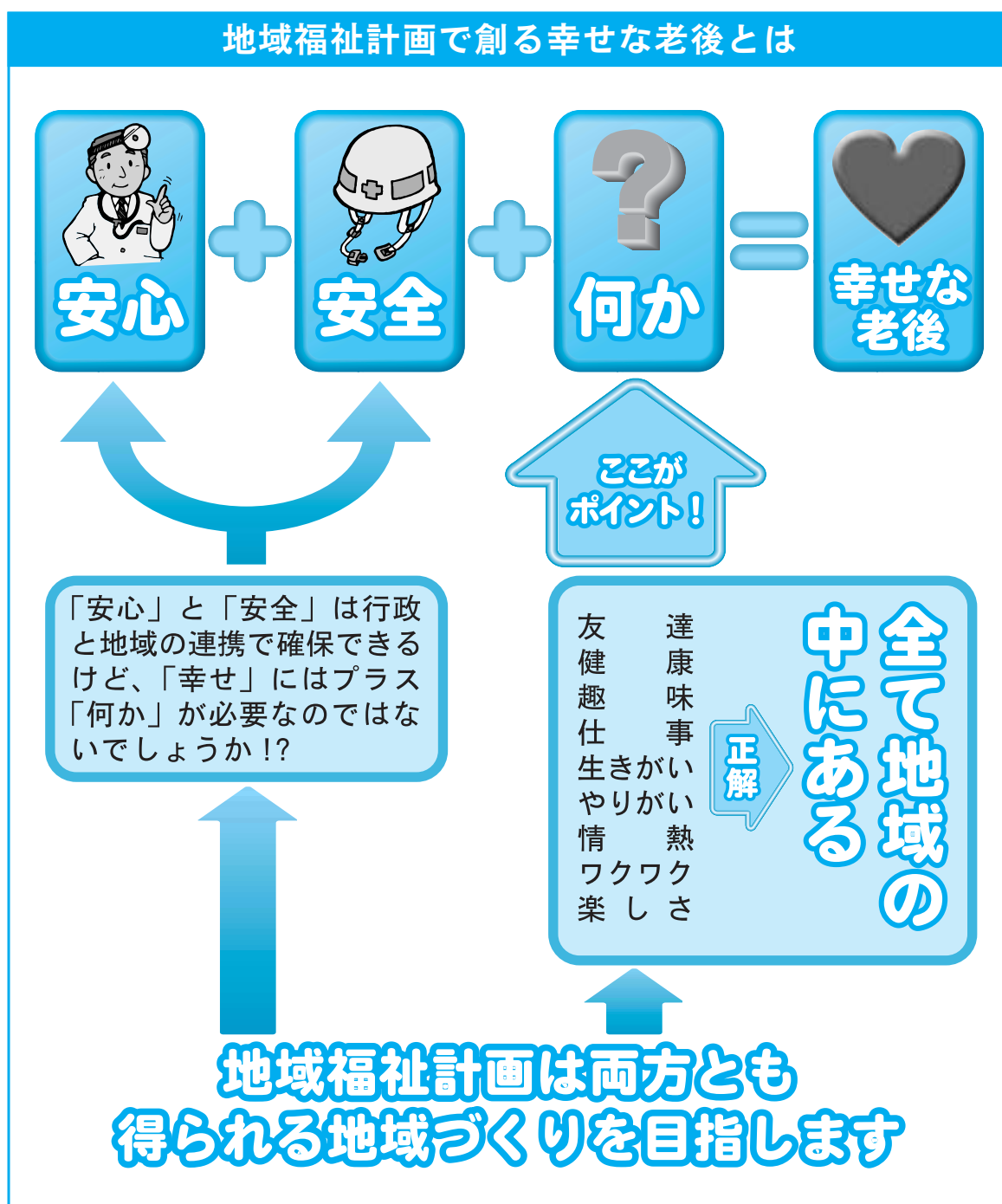
こうした状況の中で、平成16年度の本市の予算を見ると、福祉部門の予算である民生費が、総予算額の3割を超えており、将来にわたって安定的に福祉サービスを提供していくことが大きな課題となっています。

しかしながら、仮に大幅な負担増になったとしても、行政が全てのニーズを満たす福祉サービスを提供することができたなら、それで誰もが幸せを感じながら安心して暮らすことのできる地域になるのでしょうか。

隣近所のみんなが友人となり、若いときから共に人生を楽しみながら、困ったときには助け合うことのできる関係が構築されてはじめて、地域に住む一人ひとりが、真の意味での安心感や安堵感、生きがいといったものを得ることができ、誰もが幸せに暮らすことのできる地域になるのでしょうか。

もしそうであるならば、住民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行いながら、都市の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策や仕組みづくりを進めていくことが必要になります。

同時に、地域住民、NPO・ボランティア団体等の市民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携し、新しい地域社会を創出していくことが必要であり、そのための指針として、実効性のある地域福祉計画が求められることになるのです。



3 目標と理念

社会福祉法には、各市町村が地域福祉計画の中に盛り込むべき目標として「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「住民の地域福祉に関する活動への参加の促進」の3点が掲げられています。

この3点は、いずれも地域福祉の推進にとって重要ですが、本市のような人口急増を経験した大都市圏の自治体においては、住民相互の結びつきが脆弱化しており、特に、3番目に掲げられた「住民の地域福祉に関する活動への参加の促進」について重要視していくことが必要であると思われます。

こうした中で、国の社会保障審議会福祉部会では、平成14年1月28日付けで「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」を発表し、異例とも言える国民一人ひとりへの直接の呼びかけを行っています。

船橋市においても市民の地域への参加意識は高いとは言えず、地域福祉計画の策定に必要な基礎的なデータを得るために平成14年度に実施した^{※①}市民5,000人を対象としたアンケート調査の回答率は30.1%であり、同様の調査を実施した他市より概ね15%以上も低くなっています。

また、その回答内容を見ても、6割近くを占めている「地域での付き合いがあまり無い」という方々のうち、53.7%が「隣近所で助け合える人の必要性を感じない」と回答しており、地域活動への関心の低さや地域の中での人間関係が十分に構築されていない様子が伺えます。

こうした状況を受けて本市の地域福祉計画は、「市民一人ひとりが、自らの住む地域に積極的に関わり、誰かの役にたち、感謝され、地域の中に自分の居場所が確保されていて、安心感、安堵感だけでなく、生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる『いたわりあい』と『支え合い』の心に満ちた船橋を創出する」という考え方を基本的な理念としています。

この基本理念を実現していくため、本市の地域福祉計画では、孤立している市民同士が先ず出会い、共に楽しみながら人間関係を深めていくための施策や仕組みづくりについて、具体的な福祉サービスを実施していくための施策と同じくらい大切なことと考えています。

地域福祉計画の目標と理念

【目 標】

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
3. 住民の地域福祉に関する活動への参加の促進

【理 念】

市民一人ひとりが、自らの住む地域に積極的に関わり、誰かの役にたち、感謝され、地域の中に自分の居場所が確保されていて、安心感、安堵感 だけでなく、生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる『いたわりあい』と『支え合い』の心に満ちた船橋を創出する。

一人ひとりの地域住民への訴え

(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会)

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基つき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

当部会としては、地域福祉計画策定指針原案作成委員会を設置し、この委員会を中心にこのような観点から平成13年7月以来、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について精力的に検討を重ね、今般、報告をとりまとめた。今、この報告を広く一人ひとりの地域住民に問いかけ、これを契機として、それぞれの地域で生活者の視点から地域の特性を活かした地域福祉の推進についての活発な議論が行われることを期待したい。このことを通じて、社会福祉基礎構造改革の趣旨が地域レベルにおいても再度確認され、これらの計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして広く地域住民の参加を得て策定されることを求めるものである。また、自治体の首長、議会も、住民主体の地域福祉計画策定を推進する上で、自治体としての責任とリーダーシップを発揮されることを期待するものである。

※①市民5,000人を対象としたアンケート調査：23地区コミュニティごとに年齢別に対象者を無作為抽出し、平成15年3月に実施した。(133ページを参照)

4 地域福祉の役割分担と「共助社会」の構築

1. 地域福祉の役割分担

新しい地域づくりの指針としての地域福祉計画には、その主役となる地域住民とNPO・ボランティア団体等の市民組織、社会福祉事業者、それから地域福祉推進のための基盤整備を担う行政の役割が、誰が見てもわかりやすく、かつ明確に掲げられていることが大切です。

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政が各々の役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になりますので、本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として、「自助」（地域に住む一人ひとりが努力すること）、「共助」（地域が協力して実現していくこと）、「公助」（行政が責任を持って推進すること）の3つの区分に分けて表記しています。

この自助・共助・公助という概念の成り立ちを見ると、1992年の欧州連合条約においては「自己決定・自己責任を基盤として人間の尊厳を保ちつつ自立した生活を送ることを基本としながら、地域での自立生活が困難となった場合には、自分と家族で解決を図り（自助）、個人で解決が困難な場合は、地域社会で解決を図り（共助）、それでも困難な場合は、公的責任において解決を図る（公助）。」という考え方が明らかにされました。

また、日本においても国が^{*①}社会福祉基礎構造改革を進める上で、その理念として「国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本（自助）」であり、「自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援（共助・公助）」を行うことによって「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える」という考え方が示されています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立すること（自助）を基本としながら、自立した個人が相互に助け合う（共助）社会の構築を目指しています。

この「共助社会」における行政の役割としては、自助・共助ではカバーできない範囲の福祉サービスを提供する（公助）とともに、自助・共助が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

2. 共助社会の構築

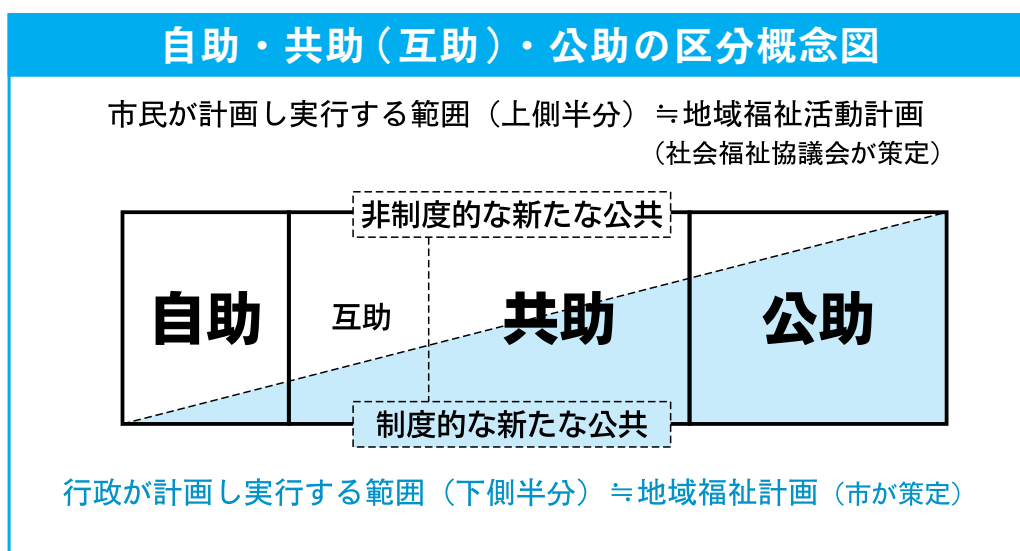
それでは、自立した個人が相互に助け合う「共助社会」を創り出していくためには何が必要なのでしょうか。

住民や市民活動組織、社会福祉事業者等の地域を構成している人や団体が、「自分たちの暮らす地域をより良くしていこう」という目的を持って協力・連携して活動する場合、そこに一種の公共性が生じることを「新たな公共」と表現します。

従来、公共とは行政を指してきましたが、共助社会を構築していくために必要となる地域の連携による助け合い活動（共助）を活性化していくためには、この「新たな公共」に対して、行政が持っている権限や役割を積極的に移譲していくことが大切です。

ところが、住民の地域への参加意識の希薄化が進んでいる都市部においては、「新たな公共」が生まれ難いのが現状であり、地域福祉計画においては、「新たな公共」を生み出す基盤となる「共助」の確立を図っていくことが重要な課題となります。

さらに、共助は「お互いさま」の範囲に含まれる隣近所の助け合い（互助）が発展し拡大することによって確立されていくものであることから、隣近所の人間関係を緊密化していくことが「共助社会」を創り出していくための第一歩になります。



※①社会福祉基礎構造改革：3ページ注①を参照。

5 地域の役割・行政の役割

共助社会の創出に向けて、これまで主に福祉施策を実施してきた行政は、「新たな公共」による地域が主体となった福祉サービスとどのように役割分担をしていけばよいのでしょうか。

行政の行う事業には平等性や公平性が求められるため、どうしても一定の基準を設けて、全市的に一律な事業を実施することになってしまいます。

一方、福祉サービスを利用する側から見ると、少子・高齢化や核家族化の進展によって、一人暮らしや高齢者のみの世帯、あるいは、同居であっても昼間は一人で過ごす高齢者等、家族や親族による十分なケアを受けることが難しい状況にある方が増加しているだけでなく、ライフスタイルや価値観の多様化等も重なって、様々な種類の福祉サービスが必要とされてきており、実際の福祉施策と住民のニーズとの間に食い違いが生じています。

この多様なニーズを、もし、行政の行う全市的で一律な福祉サービスだけでカバーするとしたら、提供するサービスの範囲をどこまでも拡大しなければならず、そのためには際限ない市民負担が必要となってしまう、とても現実的ではありません。

そこで、行政の手が届かない範囲の福祉ニーズについては、地域住民相互の助け合いやNPO・ボランティア活動の活性化、あるいは優良な事業者の育成等を進めて、個々の要望にフィットした多様な福祉サービスを提供することのできる仕組みづくりを進めることが、是非とも必要になってきています。

そのための役割分担の考え方の基本となるのは「共助社会の構築」であり、社会福祉法には、市民、NPO・ボランティア団体、及び社会福祉事業者が地域福祉の担い手となり、行政は、住民参加の促進や社会福祉事業の健全な発達、福祉サービスの適切な利用の推進といった基盤整備を行うよう規定されています。

地域福祉計画では、この役割分担を踏まえ、各団体や事業者の意見を広く集約しながら福祉サービスの担い手が活動しやすく、また、利用者にとってわかりやすく利用しやすい福祉サービスが実現できる地域福祉環境の創出を目指します。

地域と行政の役割分担イメージ

福祉サービスのニーズ

福祉サービスを必要とする方のニーズは、世帯の状況・場所・時間・個人の価値観等によって、程度も種類も様々に異なっています。



行政の行う福祉サービスには、平等性や公平性が求められるため、様々な福祉サービスのニーズの中から、一定の基準を設けて全市的かつ一律に実施できる基礎的な福祉サービスをカバーします。
(みんなに共通の丸い部分を受け持ちます)

行政が受持つ福祉サービス (中心の丸い部分)



地域が受持つ福祉サービス (外側のギザギザ部分)



行政の実施するサービスでカバーできない個別・多様なニーズについては、地域における市民相互の助け合いや、NPO・ボランティア活動、民間の事業者等により、安価で良質な福祉サービスが提供できる環境づくりを進めます。
(一人ひとり異なるギザギザの部分を受け持ちます)

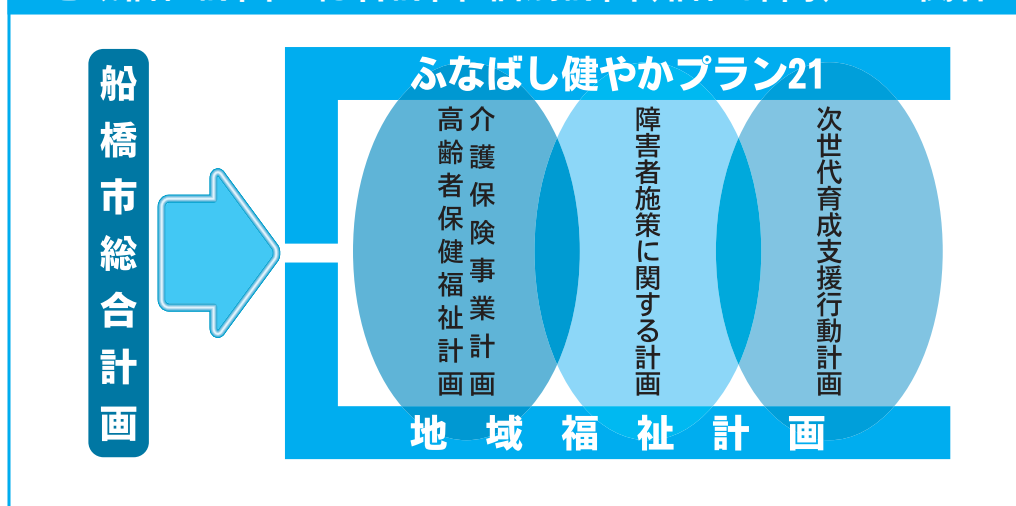
6 地域福祉計画の位置づけ

船橋市には、市全体の指針となる総合計画（基本構想・基本計画）があり、そのもとに福祉部門の個別計画として高齢者、介護保険、障害者、次世代育成支援等の対象別の計画が策定されています。

地域福祉計画は、福祉部門の計画ではありますが、その内容はNPO活動やまちづくり、生涯学習等、福祉以外の部門にも及ぶ幅広い計画となることから、総合計画と各個別計画の中間に位置しながら、個別計画を横断的な視点から補完するL字型（下図参照）の計画となります。

このため、地域福祉計画が個別計画の内容を変更したり改訂したりすることはありませんが、将来的には、健康福祉局の施策を統括する「保健福祉計画」のような保健と福祉の総合計画の策定が望ましいものと考えられます。

地域福祉計画と総合計画・個別計画（福祉部門）との関係



7 計画の期間

誰もが、生き生きと自分らしく、安心して暮らせる地域づくりは、今後、一歩ずつ実現していかなければならない地域福祉の最重要課題であり、そのための指針となる地域福祉計画については、一定の期間を定めて、その成果や進捗状況を検証しながら、テーマをはじめ計画の内容を逐次更新していくことが必要になります。

このため、当初の計画期間を平成17年度から平成21年度の5カ年度とし、以後、状況に応じて3年から5年の間で見直しを行います。

8 地域福祉計画の特徴と住民参加の手法

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の中でも住民参加による策定の大切さが強調されており、策定段階からの市民と行政の協働が求められています。

これは、地域福祉計画が、税金の効果的・効率的な使い道について定める通常の行政計画とは異なり、共助社会を目指して地域の助け合いの仕組みを再構築していくため、地域住民、NPO・ボランティア団体等の市民組織、社会福祉事業者の3者が協力・連携して、積極的・主体的に地域づくりに取り組んでいただくための指針となる計画だからです。

船橋市では、こうした特徴を踏まえて、市民が主体となった計画づくりを進めるために、一般的な行政計画の策定とは異なる手法や手順によって地域福祉計画を策定しました。

1. 市民主導の策定委員会の設置

通常の行政計画の策定でも、市民の代表を委員とする策定委員会を設置し、様々な意見を計画に反映させていきますが、あらかじめ行政が作成した素案を策定委員会が検討するかたちで進められるのが普通です。

これに対して、地域福祉計画では、初めに策定委員会を立ち上げ、白紙の段階から議論を重ねることによって計画案を作成し、策定委員会が作成した計画案を行政が検討するという一般的な行政計画の策定とは反対の手順で策定作業を進めました。

このため、策定委員会や自主的な打ち合わせ会、勉強会等、平均的な計画策定作業に比べて数倍に及ぶ会議を重ねることとなり、策定委員一人ひとりの発言が計画に反映されています。

また、市民委員による主体的な議論を行っていただくため、策定委員会には行政の委員は入らず、さらに、全委員29名のうち、8名を一般公募委員としており、公募委員が全体の4分の1を超えるという全国的に見てもあまり例の無い構成の策定委員会を設置しました。

2. 地域福祉研修会の実施

策定委員をはじめ、行政の職員の中においても「地域福祉」という考え方が十分に理解されていない状況があったため、専門家を招いて地域福祉に関するテーマで研修会を開催しました。

- <第1回> テーマ：「なぜ、いま、地域福祉か」
 講師：東京大学 武川正吾 助教授
 開催日：平成15年7月23日（水）
- <第2回> テーマ：「地域福祉は、まちづくり」
 講師：淑徳大学 松崎泰子 教授
 NPO法人地域福祉研究室 渡邊洋一 代表
 開催日：平成16年7月22日（木）

3. 地区懇談会の開催

市民主導の策定委員会に加えて広く地域住民の意見を計画に反映していくため、市内5行政区で地区懇談会を開催しました。

地区懇談会は、第1回目で「地域福祉」について参加者に知っていただき、第2回目で地域で活躍するNPOやボランティアの方を招いて地域の課題を明らかにし、第3回目でその課題に対する地域の対応策を検討するという3部形式で進行し、延べ669人の市民に参加していただきました。

地区	第1回	第2回	第3回
東部地区	平成15年11月23日(日) 習志野台公民館(56人)	平成16年2月28日(土) 薬円台公民館(61人)	平成16年7月24日(土) 飯山満公民館(53人)
西部地区	平成15年10月19日(日) 塚田公民館(23人)	平成16年3月21日(日) 法典公民館(47人)	平成16年7月31日(土) 西部公民館(35人)
南部地区	平成15年10月19日(日) 中央公民館(29人)	平成16年3月21日(日) 宮本公民館(43人)	平成16年7月31日(土) 海神公民館(43人)
北部地区	平成15年11月23日(日) 三咲公民館(54人)	平成16年2月28日(土) 八木が谷公民館(56人)	平成16年7月24日(土) 松が丘公民館(64人)
中部地区	平成15年10月26日(日) 新高根公民館(35人)	平成16年3月13日(土) 夏見公民館(34人)	平成16年7月25日(日) 高根台公民館(36人)

4. その他の住民参加の取り組み

この他にも、市民アンケート調査や関係団体へのヒアリング、ポストカードの作成、地域福祉計画ニュースの発行、パブリックコメント^{*①}の実施、広報ふなばし地域福祉計画特集号の発行等を行いました。



策定委員会が作成した
ポストカード

9 他の計画との整合

1. 千葉県地域福祉支援計画との整合

社会福祉法第108条には、市町村の策定する地域福祉計画を支援するため、各都道府県が^{※②}地域福祉支援計画を定めるよう規定されており、これを受けて千葉県では、健康福祉千葉方式として掲げている「2つの特徴」「5つの疑問」「千葉・健康福祉の5原則」を踏まえて、「人の福祉力、地域の福祉力、健康福祉千葉方式」をテーマとする千葉県地域福祉支援計画を策定しています。

その中に示された従来の福祉のあり方を超える「超福祉」の考え方は、地域福祉を進めていく上で大変重要な指針であり、市では、県の支援計画に定められた理念を盛り込みながら、人口急増に伴う市民相互の人間関係の希薄化や地域への参加意識の低下といった都市部の市に特有の現状や、全ての地区コミュニティに地区社会福祉協議会が立ち上がっているといった本市固有の状況を踏まえて地域福祉計画を策定しています。

健康福祉千葉方式（千葉県）

● 2つの特徴

- ①子ども、障害者、高齢者といった対象者別の施策ではなく、対象者横断的な施策を目指す。
- ②施策の企画段階から、当事者を含めた県民と行政が協働し、一体となって施策展開を図る。

● 5つの疑問

- ①真のノーマライゼーションの要請に応えられているか。
- ②個人のニーズを軽視した既製服型の健康福祉になっていないか。
- ③全ての人が「自分らしい」毎日の生活を過ごすことができるか。
- ④理不尽な理由で辛く悲しい思いをしている人はいないか。
- ⑤セクショナリズム（縦割り）及びパターナリズム（国家後見的）の発想での施策になっていないか。

● 千葉・健康福祉5原則

- ①性別、年齢、障害の有無種別に関わらない。
- ②全ての人が人間として個人として尊重される。
- ③一人ひとりの状況とニーズに応える。
- ④家庭・地域での生活を基本とする。
- ⑤健康で生きがいを持って自立して生活できる。

※①パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意志決定を行う。

※②地域福祉支援計画：社会福祉法第108条に規定される行政計画で、市町村の地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。

2. 船橋市総合計画との整合

船橋市では、昭和54年に「品格ある文化都市・船橋」をまちづくりの目標とする「船橋市基本構想」を策定し、その理念に基づき2回の基本計画を施行してきました。

その後、平成12年に基本構想と基本計画からなる現行の総合計画を策定し、本市のまちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現に向けて様々な施策が実施されています。

この計画には、6つの将来都市像と11のリーディングプランが定められていますが、その多くが地域福祉計画に規定すべき事項と一致しており、今回の地域福祉計画は、まさに「ふれあいの都市」を築くことをメインテーマとしています。

船橋市総合計画の将来都市像及びリーディングプラン

6つの将来都市像

- | | | |
|----------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 1. 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち | 2. いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち | 3. 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち |
| 4. 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち | 5. 都市の活力を生み発展し続けるまち | 6. 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち |

11のリーディングプラン

- ①すくすく健やか子育てサポートプラン
- ②伸びやか子ども夢プラン
- ③生涯健康プラン
- ④生き生き楽しく高齢者安心プラン
- ⑤地域ぐるみで進める福祉のまちづくりプラン
- ⑥未来環境創造プラン
- ⑦安全・安心都市創造プラン
- ⑧生き生き学びプラン
- ⑨海を活かしたまちづくりプラン
- ⑩出会い・発見・交流の快適みちプラン
- ⑪ふるさと心ぬくもりプラン

3. 個別計画との整合

現在、船橋市では、福祉の個別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者施策に関する計画」、「次世代育成支援行動計画」等が策定されており、さらに、中間的計画として「ふなばし健やかプラン21」も平成17年4月に施行されました。

地域福祉計画は、健康・福祉部門の中間的な計画として、「ふなばし健やかプラン21」とともに、健康・福祉のさらなる充実に向けて両輪として機能していくことが期待されており、個別計画に掲げられた様々な施策を地域の視点から統合し、横断的な視点からわかりやすく示していきます。

さらに、生涯学習を推進するための「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」や住みやすいまちづくりを実現していくための「都市計画マスタープラン」、誰もが移動の自由を確保できる環境づくりを進める「移動円滑化基本構想」等、市民が生き生きと暮らしていくために欠かすことのできない計画や構想については、既存の福祉の枠を超えて連携していく必要があります。

これらの個別計画は、いずれも総合計画の各分野を実現していくために策定されたものであり、基本的な理念は一致していますので、各計画に記載された関連事業については、地域福祉計画においても推進を図ります。

4. 地域福祉活動計画との整合

23地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会が立ち上がっているという本市の特徴を活かしながら地域福祉を進めていくためには、社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の活動が非常に大きな役割を果たすこととなります。

社会福祉協議会では、地域福祉計画の策定を受けて^{※①}地域福祉活動計画を策定し地域福祉計画で掲げられた「自助」「共助」項目の具現化を図ります。

※①地域福祉活動計画：市社会福祉協議会の活動方針や将来にわたる事業内容等を定める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議会の活動計画を包含する。

船橋市が策定している主な構想・計画

計 画 の 名 称	所 管 課
総合計画（基本構想・基本計画）・実施計画	企画調整課
海を活かしたまちづくり（基本構想・基本計画・行動計画）	〃
情報化推進計画	電子行政推進課
移動円滑化基本構想	総合交通計画課
男女共同参画計画（fプラン）	男女共同参画課
地域防災計画	防災課
ふなばし健やかプラン21	健康政策課
地域保健の構想	〃
高齢者保健福祉計画	高齢者福祉課
介護保険事業計画	介護保険課
障害者施策に関する計画	障害福祉課
次世代育成支援行動計画	児童家庭課
母子家庭等自立促進計画	〃
環境基本計画	環境保全課
商工業振興ビジョン	商工振興課
都市計画マスタープラン	都市計画課
緑の基本計画	みどり推進課
交通安全計画	交通安全課
住宅マスタープラン	住宅政策課
生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）	社会教育課
生涯スポーツ振興計画	生涯スポーツ課